

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 令和7年6月27日

【中間会計期間】 第58期中(自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)

【会社名】 道後観光ゴルフ株式会社

【英訳名】 DOGO KANKO GOLF CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 西 清

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市下伊台町乙115番地

【電話番号】 (089)977-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 畠 山 礎

【最寄りの連絡場所】 愛媛県松山市下伊台町乙115番地

【電話番号】 (089)977-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 畠 山 礎

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第56期中	第57期中	第58期中	第56期	第57期
会計期間	自 令和4年 10月1日 至 令和5年 3月31日	自 令和5年 10月1日 至 令和6年 3月31日	自 令和6年 10月1日 至 令和7年 3月31日	自 令和4年 10月1日 至 令和5年 9月30日	自 令和5年 10月1日 至 令和6年 9月30日
営業収益 (千円)	216,856	231,254	224,250	419,913	449,110
経常利益 (千円)	29,533	30,230	21,747	31,354	38,963
中間(当期)純利益 (千円)	18,689	22,998	13,795	18,165	29,605
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000
発行済株式総数 (株)	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
純資産額 (千円)	472,484	494,959	515,360	471,960	501,565
総資産額 (千円)	2,253,727	2,212,201	2,218,049	2,205,265	2,225,540
1株当たり純資産額 (円)	26,249.12	27,497.72	28,631.15	26,220.01	27,864.75
1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	1,038.31	1,277.70	766.39	1,009.20	1,644.73
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	20.96	22.37	23.23	21.40	22.53
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	36,614	30,550	33,710	67,880	57,850
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△13,105	△14,653	△13,221	12,559	△21,329
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△19,010	△18,719	△24,072	△80,874	△37,787
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	32,633	24,876	22,849	27,700	26,432
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	23 〔47〕	24 〔44〕	21 〔52〕	24 〔47〕	24 〔47〕

- (注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成していないので、中間連結会計期間等にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 当社は、関連会社に対する投資がないので、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。
- 3 当社は、潜在株式がないので、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更は行っておりません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和7年3月31日現在

セグメント名	従業員数(人)
ゴルフ場事業	21(52)
合 計	21(52)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

当社は、従業員数が少ない関係もあり労使関係は家族的雰囲気のうち円満に協調され、従って労働組合も存在していません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社の経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はありません。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更はありません。

また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社はゴルフ場事業しか行っておりませんのでセグメントごとの記載はありません。

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要、並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や、インバウンド需要の増加などもあり、緩やかな回復基調の中で推移しました。一方で物価上昇の継続に加え、米国の通商政策による影響など先行き不透明な状況が続いています。

また、当社の属するゴルフ業界においては、ゴルフ愛好者の高齢化や、ゴルフスタイルの変化、同業他社との価格競争、短時間猛雨を代表とする異常気象の頻発など依然として厳しい経営環境にあります。

このような経営環境の中、会員及びその他の利用者の皆様に安全かつ快適な環境を提供できるよう営業活動を行ってまいりました。

営業活動の状況としては、近年増加している女性ゴルファーを対象に、美容品を目玉とした企画の継続実施並びに、大手プラットフォームとのタイアップロングランコンペを開催いたしました。

営業広告に関しては、注力しておりますSNS活動において、早期予約プランを設定し計画性の見える集客を行い、ユニークユーザーを抽出し速攻性のある集客を冬季にかけて行ってまいりました。

設備面におきましては、コース管理機器の更新並びに酷暑対策としてインターシーダーの購入、通風環境改善を主目的にゴルフコース外周の樹木伐採工事を実施いたしました。また、業務改善助成金を活用し自動チェックイン・精算機の増設も行いました。

財政面では、新型コロナウイルス感染症の影響による景気低迷を想定し、会員権の返還請求に備え慎重な財政運営を行ってまいりましたが、現時点で影響は軽微で限定的と判断しております。

このような営業努力にもかかわらず、当中間会計期間における当事業は、売上高・利益ともに前年同期比で減収減益となりました。

入場者数は、昨年11月に発生した集中豪雨等の影響やコースメンテナンスの集中作業によるクローズ等の影響により、前中間会計期間に比し471名減少の20,274名となり、営業収益においても入場者数の減少により224,250千円と前中間会計期間に比し7,003千円（3.0%）の減収となりました。営業損益においても、営業収益の減少などの影響により10,124千円（36.2%）減益の17,799千円の利益となり、経常損益でも同様の影響により8,483千円（28.0%）減益の21,747千円の利益となりました。また、最終的な中間純損益においては、前中間会計期間に比し9,203千円（40.0%）減益の13,795千円の利益を計上することとなりました。

a. 流動資産

流動資産は、前事業年度末に比し8,323千円減少し114,592千円となりました。これは主として現金及び預金が減少した為であります。

b. 固定資産

固定資産は、前事業年度末に比し832千円増加し、2,103,457千円となりました。これは主として設備投資額が減価償却費を上回った為であります。

c. 流動負債

流動負債は、前事業年度末に比し5,398千円減少し、84,635千円となりました。これは主として営業未払金及び1年以内返済長期借入金が減少した為であります。

d. 固定負債

固定負債は、前事業年度末に比し15,887千円減少し、1,618,053千円となりました。これは主として株主預り金及び長期預り金が減少した為であります。

e. 純資産

純資産は、前事業年度末に比し13,795千円増加し、515,360千円となりました。これは中間純損益が13,795千円の利益となった為であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比し、3,583千円（13.5%）減少し、22,849千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、33,710千円と前中間会計期間に比し、3,160千円増加しました。

これは主に、法人税等の支払額が減少した為であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、△13,221千円と前中間会計期間に比し、1,432千円増加しました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出が増加したものの定期預金の払戻による収入が増加した為であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、△24,072千円と前中間会計期間に比し、5,352千円減少しました。

これは主に、長期預り金等の返済による支出が増加したとファイナンス・リース債務の返済による支出が増加した為であります。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、営業活動によるキャッシュ・フローを運転資金の主たる財源とし、これに金融機関からの調達資金を加えて、設備投資資金及び預託金の償還資金を賄い、資金の流動性を確保しております。

(3) 生産、受注及び販売の実績

a. 利用者実績

当中間会計期間における利用者実績は、次のとおりであります。

項目	第58期中 (自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)	前年同期比
1日当たり標準利用者数(イ) (人)	200	—
期中延営業日数(ロ) (日)	178	△4
期中延標準利用者数(イ)×(ロ)=(ハ) (人)	35,600	△800
利用者実績数(ニ) (人)	20,274	△471
利用割合(ニ)÷(ハ) (%)	56.9	—

b. 営業実績

当中間会計期間における営業収入実績を科目別に示すと、次のとおりであります。

項目	第58期中 (自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)	前年同期比(%)
グリーンフィー (千円)	109,572	0.4
キャディーフィー (千円)	5,873	△19.7
カートフィー (千円)	45,558	△2.3
名義変更手数料収入 (千円)	660	47.0
受取使用料 (千円)	209	29.7
会費収入 (千円)	15,986	△2.1
ゴルフスクール収入 (千円)	967	△78.4
コンペティションフィー (千円)	5,634	△8.6
売店営業収入 (千円)	4,199	△6.3
食堂営業収入 (千円)	35,589	△1.2
合計 (千円)	224,250	△3.0

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設・除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。
- (2) 新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画
該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000
計	24,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株) (令和7年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (令和7年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,000	18,000	非上場 非登録	単元株制度は 採用していません
計	18,000	18,000	—	—

(注) 株式の譲渡制限に関する規定は次の通りであります。

当社の発行する全部の株式については、会社法第107条第1項第1号に定める内容（いわゆる譲渡制限）を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第7条に定めております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和6年10月1日 ～令和7年3月31日	—	18,000	—	180,000	—	—

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	令和7年3月31日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
中 西 清	愛媛県松山市	3,523	19.57
平 岡 秀 幸	愛媛県松山市	3,372	18.73
平 松 俊 夫	愛媛県松山市	3,045	16.92
能 田 清 則	愛媛県松山市	1,301	7.23
森 一 男	愛媛県松山市	1,160	6.44
中 西 清 久	愛媛県松山市	505	2.81
中 西 清 大	愛媛県松山市	500	2.78
有限会社 白水園芸	愛媛県松山市下伊台町乙115番地	401	2.23
中 西 雄 二	愛媛県松山市	150	0.83
株式会社 伊予鉄グループ	愛媛県松山市湊町4丁目4番地1	20	0.11
愛媛信用金庫	愛媛県松山市二番町4丁目2番地11	20	0.11
計	—	13,997	77.76

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	令和7年3月31日現在
			内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,000	18,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	18,000	—	—
総株主の議決権	—	18,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(令和6年10月1日から令和7年3月31日まで)の中間財務諸表について、愛光監査法人により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和6年9月30日)	当中間会計期間 (令和7年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	84,432	79,849
営業未収入金	27,178	26,741
棚卸資産	5,165	4,231
その他	7,239	4,850
貸倒引当金	△1,100	△1,079
流動資産合計	122,916	114,592
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	51,173	52,493
構築物（純額）	316,295	312,804
リース資産（純額）	42,187	40,654
土地	※2 1,524,877	※2 1,524,877
その他（純額）	80,831	87,045
有形固定資産合計	※1 2,015,365	※1 2,017,875
無形固定資産	8,054	6,881
投資その他の資産	79,205	78,700
固定資産合計	2,102,624	2,103,457
資産合計	2,225,540	2,218,049
負債の部		
流動負債		
営業未払金	16,139	13,085
1年内返済予定の長期借入金	※2 4,156	1,656
賞与引当金	5,333	4,000
リース債務	13,912	13,579
未払法人税等	8,267	9,013
未払消費税等	※3 6,359	※3 6,909
その他	35,866	36,391
流動負債合計	90,034	84,635
固定負債		
長期借入金	※2 3,376	2,548
リース債務	31,519	30,214
長期預り金	547,125	543,275
株主預り金	1,035,248	1,025,858
退職給付引当金	16,672	16,157
その他	—	—
固定負債合計	1,633,941	1,618,053
負債合計	1,723,975	1,702,688

(単位：千円)

	前事業年度 (令和6年9月30日)	当中間会計期間 (令和7年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	180,000	180,000
利益剰余金		
利益準備金	28,405	28,405
その他利益剰余金		
会員預り金返還積立金	60,000	60,000
固定資産圧縮積立金	3,085	2,850
別途積立金	10,000	10,000
繰越利益剰余金	220,074	234,105
利益剰余金合計	321,565	335,360
株主資本合計	501,565	515,360
純資産合計	501,565	515,360
負債純資産合計	2,225,540	2,218,049

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)	当中間会計期間 (自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)
営業収益	231,254	224,250
営業原価	112,097	116,996
営業総利益	119,156	107,254
一般管理費	91,232	89,454
営業利益	27,924	17,799
営業外収益	※1 2,343	※1 4,356
営業外費用	※2 37	※2 408
経常利益	30,230	21,747
税引前中間純利益	30,230	21,747
法人税、住民税及び事業税	10,673	7,448
法人税等調整額	△3,441	504
法人税等合計	7,232	7,952
中間純利益	22,998	13,795

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計	
	資本金	利益剰余金					株主資本 合計		
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計			
			会員預り金 返還積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金				繰越利益 剰余金
当期首残高	180,000	28,405	60,000	3,673	10,000	189,882	291,960	471,960	471,960
当中間期変動額									
固定資産圧縮積立金 の積立				—		—	—		
固定資産圧縮積立金 の取崩				△344		344	—		
中間純利益						22,998	22,998	22,998	22,998
当中間期変動額合計	—	—	—	△344	—	23,343	22,998	22,998	22,998
当中間期末残高	180,000	28,405	60,000	3,328	10,000	213,225	314,959	494,959	494,959

当中間会計期間(自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	利益剰余金					株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
			会員預り金 返還積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	180,000	28,405	60,000	3,085	10,000	220,074	321,565	501,565
当中間期変動額								
固定資産圧縮積立金 の積立				—		—	—	
固定資産圧縮積立金 の取崩				△235		235	—	
中間純利益						13,795	13,795	13,795
当中間期変動額合計	—	—	—	△235	—	14,030	13,795	13,795
当中間期末残高	180,000	28,405	60,000	2,850	10,000	234,105	335,360	515,360

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)	当中間会計期間 (自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	30,230	21,747
減価償却費	14,875	17,709
賞与引当金の増減額（△は減少）	△167	△1,333
退職給付引当金の増減額（△は減少）	602	△514
貸倒引当金の増減額（△は減少）	49	△20
受取利息及び受取配当金	△0	△23
支払利息	35	4
売上債権の増減額（△は増加）	△2,898	437
棚卸資産の増減額（△は増加）	356	934
その他の流動資産の増減額（△は増加）	906	1,610
仕入債務の増減額（△は減少）	△3,366	△3,054
未払費用の増減額（△は減少）	△3,259	△1,684
その他の流動負債の増減額（△は減少）	4,100	4,523
小計	41,464	40,337
利息及び配当金の受取額	0	21
利息の支払額	△33	△3
法人税等の支払額	△10,881	△6,644
営業活動によるキャッシュ・フロー	30,550	33,710
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△4,800	△9,600
定期預金の払戻による収入	—	10,600
貸付けによる支出	△709	△1,057
貸付金の回収による収入	609	1,837
有形固定資産の取得による支出	△9,753	△15,001
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,653	△13,221
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△4,830	△3,328
長期預り金の受入による収入	1,300	650
長期預り金の返済による支出	△1,500	△4,500
株主からの長期預り金受入による収入	—	—
株主からの長期預り金返済による支出	△8,070	△9,390
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△5,619	△7,504
財務活動によるキャッシュ・フロー	△18,719	△24,072
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△2,823	△3,583
現金及び現金同等物の期首残高	27,700	26,432
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 24,876	※ 22,849

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

最終仕入原価法による原価基準（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用分)については、当社における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

営業未収入金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による見積り額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮した額を引当計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4 収益及び費用の計上基準

約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。グリーンフィー、キャディーフィー、食堂営業収入等は顧客のゴルフ場利用又は食堂利用等を履行義務として識別し、顧客のゴルフ場利用又は食堂利用等した時点で収益を認識しております。名義変更手数料収入及び会費収入は、会員のゴルフ場の施設利用機会の提供を履行義務として認識し、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、履行義務の充足に係る合理的な期間を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

5 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は1,752,853千円(前事業年度は1,736,316千円)であります。

※2 前事業年度(令和6年9月30日)

土地の一部 847,230千円(帳簿価額)には、伊予銀行 350,000千円、愛媛信用金庫 240,000千円の根抵当権が設定されております。

なお、期末現在における長期借入金(1年以内返済長期借入金を含む)伊予銀行 2,500千円は、上記抵当権を使用しております。

当中間会計期間(令和7年3月31日)

土地の一部 847,230千円(帳簿価額)には、伊予銀行 350,000千円、愛媛信用金庫 240,000千円の根抵当権が設定されております。

※3 仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 前中間会計期間(自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)

営業外収益のうち

受取利息は、0千円、雑収入は、2,343千円であります。

当中間会計期間(自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)

営業外収益のうち

受取利息は、23千円、雑収入は、4,311千円であります。

※2 前中間会計期間(自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)

営業外費用のうち支払利息は 35千円であります。

当中間会計期間(自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)

営業外費用のうち支払利息は、4千円であります。

3 前中間会計期間(自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)

減価償却実施額は、有形固定資産が 13,657千円、無形固定資産が 1,218千円であります。

当中間会計期間(自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)

減価償却実施額は、有形固定資産が 16,536千円、無形固定資産が 1,173千円であります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	18,000	—	—	18,000

当中間会計期間(自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	18,000	—	—	18,000

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)	当中間会計期間 (自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)
現金及び預金勘定 預入期間が3ヶ月を 超える定期性預金	83,676千円 △58,800千円	79,849千円 △57,000千円
現金及び現金同等物	24,876千円	22,849千円

(リース取引関係)

重要性がないため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金運用を主としていますが、関連当事者である有限会社白水園芸にその設備投資資金を貸し付けております。

資金調達については、必要な資金の大半は自己資金を充当しておりますが、一部金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにその管理体制

売掛金等に係る信用リスクは、当社の場合少額で影響は軽微であり、また会員の未納年会費に係る信用リスクは、会員からの預託金で充当可能であります。有限会社白水園芸への貸付金については、当社の役員は同社の役員を兼任しており、同社の状況は常に把握・管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(令和6年9月30日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)	7,532	7,404	△127
(2)長期預り金	547,125	389,851	△157,273
(3)株主預り金	1,035,248	737,660	△297,587
負債計	1,589,905	1,134,917	△454,988

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間(令和7年3月31日)

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)	4,204	4,080	△123
(2)長期預り金	543,275	351,424	△191,850
(3)株主預り金	1,025,858	663,589	△362,268
負債計	1,573,337	1,019,094	△554,243

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

前事業年度（令和6年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（令和7年3月31日）

該当事項はありません。

(2)時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（令和6年9月30日）

(単位：千円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）	—	7,404	—	7,404
長期預り金	—	389,851	—	389,851
株主預り金	—	737,660	—	737,660
負債計	—	1,134,917	—	1,134,917

当中間会計期間（令和7年3月31日）

(単位：千円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）	—	4,080	—	4,080
長期預り金	—	351,424	—	351,424
株主預り金	—	663,589	—	663,589
負債計	—	1,019,094	—	1,019,094

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（１年以内返済予定の長期借入金を含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期預り金及び株主預り金

元本の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 令和５年10月１日 至 令和６年９月30日)

重要性がないため記載を省略しております。

当中間会計期間(自 令和６年10月１日 至 令和７年３月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 令和５年10月１日 至 令和６年９月30日)

当社のゴルフ場土地の一部は、賃貸借契約によりますが、当該契約は事実上自動継続であり、かつゴルフ場以外の利用が困難なことから契約解除となる蓋然性が極めて低いいため資産除去債務を計上しておりません。

当中間会計期間(自 令和６年10月１日 至 令和７年３月31日)

当社のゴルフ場土地の一部は、賃貸借契約によりますが、当該契約は事実上自動継続であり、かつゴルフ場以外の利用が困難なことから契約解除となる蓋然性が極めて低いいため資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日）

(単位：千円)

ゴルフ場運営収入	グリーンフィー	109,119
	キャディーフィー	7,318
	カートフィー	46,663
	年会費	16,342
	名義変更手数料	448
	その他	10,820
売店売上		4,484
食堂営業収入		36,057
顧客との契約から生じる収益		231,254
その他の収益		—
外部顧客への売上高		231,254

当中間会計期間（自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日）

(単位：千円)

ゴルフ場運営収入	グリーンフィー	109,572
	キャディーフィー	5,873
	カートフィー	45,558
	年会費	15,986
	名義変更手数料	660
	その他	6,811
売店売上		4,199
食堂営業収入		35,589
顧客との契約から生じる収益		224,250
その他の収益		—
外部顧客への売上高		224,250

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）4収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)

当社は、ゴルフ事業及びこれに付帯する業務の単一事業であり、開示対象となる事業セグメント情報がないため記載しておりません。

当中間会計期間(自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)

当社は、ゴルフ事業及びこれに付帯する業務の単一事業であり、開示対象となる事業セグメント情報がないため記載しておりません。

【関連情報】

前中間会計期間(自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間(自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (令和6年9月30日)	当中間会計期間 (令和7年3月31日)
(1) 1株当たり純資産額(円)	27,864.75	28,631.15
(算定上の基礎)		
純資産の部合計(千円)	501,565	515,360
普通株式に係る純資産額(千円)	501,565	515,360
普通株式の発行済株式数(株)	18,000	18,000
普通株式の自己株式数	該当事項なし	該当事項なし
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	18,000	18,000

項目	前中間会計期間 (自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日)	当中間会計期間 (自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)
(2) 1株当たり中間純利益(円)	1,277.70	766.39
(算定上の基礎)		
中間損益計算書上の中間純利益(千円)	22,998	13,795
普通株式に係る中間純利益(千円)	22,998	13,795
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項なし	該当事項なし
普通株式の期中平均株式数(株)	18,000	18,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第57期)	自 至	令和5年10月1日 令和6年9月30日	令和6年12月26日 四国財務局長に提出
---------------------	----------------	--------	------------------------	-------------------------

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和7年6月27日

道後観光ゴルフ株式会社
取締役会 御中

愛光監査法人

愛媛県松山市

代表社員 公認会計士 長 岡 弘 晃
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている道後観光ゴルフ株式会社の令和6年10月1日から令和7年9月30日までの第58期事業年度の中間会計期間(令和6年10月1日から令和7年3月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、道後観光ゴルフ株式会社の令和7年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(令和6年10月1日から令和7年3月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。